

立山町告示第 号

立山町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要綱を次のように定める。

令和2年 月 日

立山町長 舟橋 貴之

立山町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税制度により立山町(以下「町」という。)へ寄附された町外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めた商品及びサービス(以下「返礼品」という。)を提供する事業者(以下「返礼品提供事業者」という。)の募集及び決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(返礼品提供事業者の要件)

第2条 返礼品提供事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内に本社(本店)、支社(支店)、事業所又は工場のいずれかがあり、町内で生産、製造、加工又はサービスの提供(販売・体験を含む。以下同じ。)を行っている法人、その他団体又は個人事業者(以下「事業者」という。)であること。ただし、町外の事業者で、町内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、町をPRしていると認められる場合は、この限りではない。
- (2) 町税等に未納がないこと。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 立山町個人情報保護条例(平成16年立山町条例第23号)及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

(申請)

第3条 返礼品提供事業者の登録を希望する者は、次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 立山町ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書(様式第1号)
- (2) 事業者概要(任意様式)(パンフレット等でも可)
- (3) 営業許可証の写し(営業許可を必要とする事業を営む事業者。有効期限内のものに限る。)

(返礼品提供事業者の登録承認(不承認)通知)

第4条 町長は、申請の内容を確認した上で、「立山町ふるさと納税返礼品提供事業者登録承認(不承認)通知書」(様式第2号)により、登録の承認(不承認)について、申請者へ通知する。

(返礼品提供事業者の登録取消)

第5条 町長は、登録された返礼品提供事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該返礼品提供事業者に対し、「立山町ふるさと納税返礼品提供事業者登録取消通知書」(様式第3号)を送付する。

- (1) 第2条に定める要件に適合しなくなったと認める場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 町に損害を及ぼす行為があった場合

2 前項の規定にかかわらず、返礼品提供事業者が返礼品の提供をとりやめた場合は、通知書を送付せず、取り消しができるものとする。

(個人情報の保護)

第6条 返礼品提供事業者は、個人情報の取扱いについて、立山町個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。なお、提供された寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。